

配置予定技術者の施工経験の緩和

○見直し内容

入札参加条件において配置予定技術者に施工経験を求める場合、過去に現場代理人として現場に従事した経験を持つ場合も認める。

（ただし、この場合、入札で求められている主任技術者または監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の資格を、現場代理人としての経験時に有している必要あり。

○趣旨

技術者の高齢化が進み、技術者不足等の環境変化が進んでいることから、現場代理人としての経験も配置予定技術者の施工経験として認め、受注機会を拡大

○現場代理人の施工経験の確認手続

- ・入札参加資格審査時に提出された登録内容確認書（コリンズ）等により確認
- ・合格証明書等により、監理技術者等の資格を現場代理人としての経験時に有していたかを併せて確認